

県民経済計算の概念

1 県民経済計算の概念と構成

(1) 県民経済計算の概念

県民経済計算とは、一定期間（通常1年間）に奈良県という行政区域内における各産業の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）を貨幣価値で評価したものである。

この付加価値は、（生産）→（分配）→（支出）といった流れを通じて奈良県経済の規模や産業構造をとらえようとするものである。

まず、農業、製造業、商業などの各産業は、土地、労働、資本などの生産要素を用い、生産活動を行い、新たに生産された財貨、サービスの付加価値合計を生産所得としてとらえる。こうして生産活動によって新たに生み出された付加価値は、生産活動に参加した各要素、すなわち労働者には賃金、企業には利潤などの分配所得となる。

さらに分配された価値は、消費されたり、投資に振り向けられたりするが、これを支出所得としてとらえられる。

これら県民経済計算の（生産）、（分配）、（支出）の三面は、同じ所得の流れであり、概念上の調整を加えると理論的には等しくなる。これを「三面等価の原則」という。

(2) 県内と県民

県民経済計算で県経済を把握する場合、「県内主義（属地主義）」と「県民主義（属人主義）」という二つのとらえ方がある。県内主義は、奈良県という行政区域内での生産活動によって生み出された付加価値を生産にたずさわった者の居住地にかかわらずとらえるもので、一方、県民主義は県内居住者が就業地にかかわらず新たに生み出した付加価値をとらえたものである。

奈良県県民経済計算では、県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は県内主義でとらえ、その他は県民主義でとらえている。なお、県内総生産（生産側）に、府県間の所得受払いの差額である「県外からの所得（純）」を加えたものを県民総生産としてとらえることができる。

○県民総生産＝県内総生産（生産側）＋県外からの所得（純）

(3) 総生産と純生産

概念で説明した付加価値を評価する場合、建物や機械・設備等が生産の過程で減耗する価格分を評価したものが「固定資本減耗」であり、これを含むか否かによって総生産と純生産に分けることができる。固定資本減耗を含むものを「総（グロス）生産」といい、控除したものを「純（ネット）生産」という。

○県内純生産＝県内総生産－固定資本減耗

(4) 市場価格表示と要素費用表示

付加価値を表示するのに、市場価格でとらえる方法と要素費用でとらえる方法がある。

「市場価格表示」とは、純生産を市場で取引される売買価格で評価する方法であり、「要素費用表示」とは、生産のために必要とされる労働や資本などの生産要素に対して支払われた費用（賃金、利潤など）により評価する方法である。

なお、要素費用表示の県内純生産に生産・輸入品に課される税を加え、補助金を控除したものが、市場価格表示の県内純生産となる。

○市場価格表示の県内純生産

＝要素費用表示の県内純生産＋生産・輸入品に課される税－補助金

(5) 名目と実質

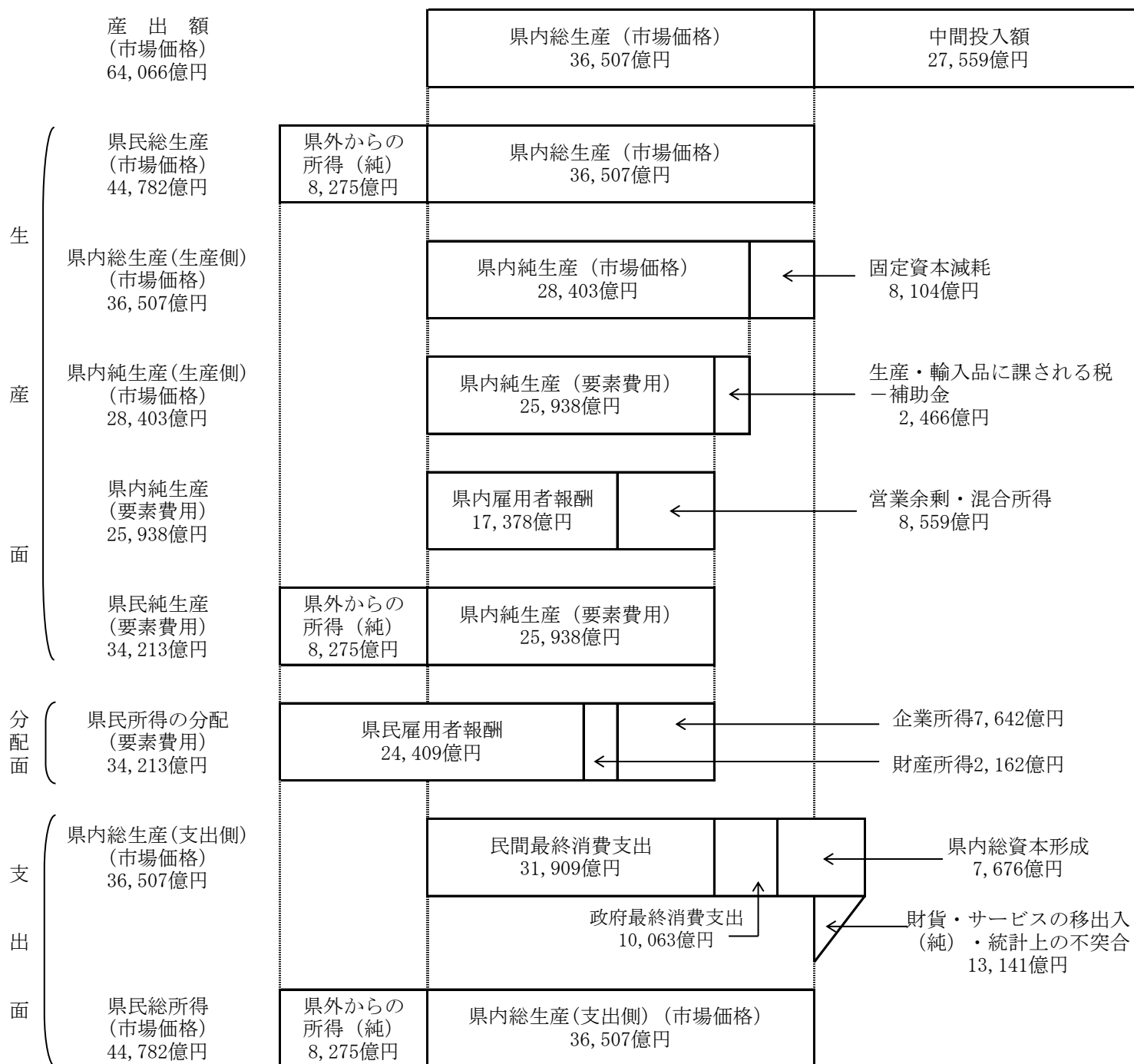
県民経済計算には、評価上の物価基準の関係により、名目と実質の二つの評価方法がある。「名目」は、物価変動が含まれている年々の時価を評価基準として表したものであり、「実質」は、一定の基準年次（現在は平成23暦年）の物価を評価基準とし物価変動の影響を除いたもので、経済の実質的な伸びや発展を見る場合に用いられる。

なお、実質値は各種の物価指数を利用して作成したデフレーター（物価調整指数）で名目値を除して求めている。

県民経済計算では、県内総生産（生産側及び支出側）を名目値と実質値の両方で、その他は名目値のみ表示している。

県民経済計算の概念と相互関連

(数値は平成28年度)



2 経済活動別分類と制度部門別分類

県民経済計算とは、国民経済計算についての基本的考え方や計算体系を県の段階に援用し、県民経済の活動を、実物取引と金融取引、フロー（生産、消費）とストック（資本の蓄積）などの側面から総合的に把握しようとする統計システムであることは、前述のとおりである。

ただし、本報告書は、経済のフロー面を示す県民経済計算体系であり、生産から消費、投資にいたる経済活動が、生産物の生産と処分といった「モノ」に関する取引（実物フロー）と、所得の受払いや資本の調達・運用といった「カネ」に関する取引（金融フロー）とに区分されて捉えられている。

このため経済活動に参加する主体も、経済の「モノ」（財貨・サービス）の流れに関する生産及び消費支出を捉える「経済活動別分類」と、「カネ」（所得、金融）の流れに関する所得支出勘定を捉える「制度部門別分類」の二種類に分類される。

「経済活動別分類」は、生産過程を分析するための分類であり、生産技術、費用、販売面における等質性を重視しており、事業所を基本単位としている。

「制度部門別分類」は、所得の受払いと消費ならびに資産の運用と資金の調達を分析するための分類であり、所得の処分や資金調達に関する意思決定面での等質性を重視している。この分類では、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④対家計民間非営利団体、⑤家計（個人企業を含む）に分類している。

制度部門別分類

[制度部門別分類]

